

福岡県公報

平成23年6月15日
第3267号

目次

告示(第1026号-第1035号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 1
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) …………… 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 5
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 6
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 6

公告

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の指
定 (健康増進課) …………… 6

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の
開催 (警察本部生活環境課) …………… 7
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の
開催 (警察本部生活環境課) …………… 7

告示

福岡県告示第1026号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成23年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川市大字伊加利1640番3、1641番1、1642番1、1643番、1644番12、2034番5、
2034番182、2043番6、2043番8、2044番22、2047番3及び2048番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川市大字川宮字高尾1710番地の4
社会福祉法人 松原福祉会
理事長 高瀬 春美

福岡県告示第1027号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成19年10月福岡県告示第1868号北九州都市計画道路事業3・3・207号城野駅南口線及び8・7・18号歩行者専用道路15号線並びに北九州市都市計画駐車場事業10号城野駅南口自転車駐車場の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年6月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業の種類及び名称
北九州都市計画道路事業3・3・207号城野駅南口線及び8・7・18号歩行者専用道路15号線並びに北九州市都市計画駐車場事業10号城野駅南口自転車駐車場
- 2 事業施行期間
平成19年10月10日から平成26年3月31日まで
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
平成19年福岡県告示第1868号の事業地のうち城野一丁目地内において事業地を変更する
 - (2) 使用の部分

平成19年福岡県告示第1868号の事業地に城野一丁目を加える

福岡県告示第1028号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・2・9号 7号線（富士見工区）

3 事業施行期間

平成23年 月 日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡県北九州市小倉南区域城野三丁目、城野四丁目、下城野一丁目及び富士見二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1029号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年5月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）イオンモール福津

(2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理事業地内100街区1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
イオンモール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
イオン九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-11
その他未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

46,461平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物下平面（駐車場No.1）	130
建物外平面（駐車場No.2）	2,636
建物5階（駐車場No.3）	739
合計	3,505

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物下（駐輪場No.1）	539
建物北西側（駐輪場No.2）	260
建物東側（駐輪場No.3）	46
建物南西側（駐輪場No.4）	138

建物南側（駐輪場No.5）	126
建物南東側（駐輪場No.6）	221
合計	1,330

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北側（荷さばき施設No.1）	47
建物東側（荷さばき施設No.2）	238
建物南側（荷さばき施設No.3）	33
建物南側（荷さばき施設No.4）	112
建物南側（荷さばき施設No.5）	63
合計	493

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物東側（廃棄物等保管施設No.1）	79.50
建物南側（廃棄物等保管施設No.2）	30.50
合計	110.00

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
イオン九州株式会社	午前9時 ※年間90日は午前8時	午前0時
その他未定	午前9時 ※年間90日は午前8時	午後11時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

※年間90日は午前7時30分～午前0時30分

※駐車場の利用可能時間帯は営業時間の前後30分とする。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の位置	出入口の数（箇所）
建物敷地東側（入口No.1、出入口No.2）	2

建物敷地北側（入口No.3、出口No.4）	2
建物敷地西側（出入口No.5、出入口No.6、出入口No.7）	3
建物敷地南側（出入口No.8）	1
合計	8

※建物敷地南側に別途臨時出入口1箇所設置。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯
荷さばき施設No.1	午前5時から午後10時
荷さばき施設No.2	午前5時から午後10時
荷さばき施設No.3	午前5時から午後10時
荷さばき施設No.4	24時間
荷さばき施設No.5	午前5時から午前9時30分

福岡県告示第1030号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年5月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス碓井店

(2) 所在地 福岡県嘉麻市白井字船田339番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年2月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,639平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側及び西側	65

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北東側	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南西側(荷さばき施設No.1)	50
建物北側(荷さばき施設No.2)	65
合計	115

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南側	11.13

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 敷地北東側及び敷地北西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.1 午前6時から午後11時まで

荷さばき施設No.2 午後11時から午前6時まで

福岡県告示第1031号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年5月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス近大前店

(2) 所在地 福岡県飯塚市柏の森字山内1-40

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年2月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,496平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地西側	51

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗西側	6

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗北西側	27

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗内北西側	4.77

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 敷地南西側及び敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1032号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成23年6月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス水城店

(2) 所在地 福岡県太宰府市水城2丁目432番1, 2, 3, 5, 10

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成24年2月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,488.21平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地南側	58

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗南東側	12
店舗南側	2

合計	14
----	----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗西側	27

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗内西側	5.66

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 敷地南西側、敷地南側及び敷地東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1033号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定に基づき、新宮町沖田土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成23年6月15日

福岡県知事 小川 洋

退任した理事

氏名	住所
松崎 寛	糟屋郡新宮町大字上府1375番地1

福岡県告示第1034号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年6月15日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 飛梅コアラ

(2) 代表者の氏名

北島 英哉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市高雄5丁目3番17号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に地域の高齢者、障害者、病弱者に対する各種事業、利用者及びその家族の日常生活のための支援に関する事業等を行い、利用者が豊かな人間性を維持し、安全で安心した生活を送ることができるよう支援していくことで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を指定したので公示する。

平成23年6月15日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
-------	-----

堀川病院	福岡県久留米市西町510番地
------	----------------

福岡県公安委員会告示第159号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年6月15日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成23年7月21日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第160号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年6月15日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成23年7月15日（金） 13:30～16:30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
平成23年7月20日（水） 13:30～16:30	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署
平成23年7月20日（水） 13:30～16:30	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
平成23年7月29日（金） 13:30～16:30	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地为管轄する警察署に対して行うこと。